

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
市場検証委員会（第2回）
議事録

- 1 日時：令和7年8月5日（火）14:00～15:40
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
大橋主査、浅川委員、田平委員、林委員、矢入委員、荒牧専門委員、
高口専門委員、佐藤専門委員、中尾専門委員、西村専門委員、
宮田専門委員
 - ・総務省
湯本総合通信基盤局長、
飯倉総務課長、井上事業政策課長、飯嶋料金サービス課長、
林事業政策課市場評価企画官、水本事業政策課課長補佐、
小杉事業政策課課長補佐
 - ・ヒアリング対象者
KDDI株式会社 岸田執行役員常務
ソフトバンク株式会社 松井執行役員渉外本部本部長
楽天モバイル株式会社 前田取締役副社長CFO
- 4 議事

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。

ただいまから市場検証委員会の第2回会合を開催させていただきます。

本日ですけれども、竹房委員が御欠席ということで、委員の御出席、総勢11名ということとなっております。

議事に入ります前に、本日の配付資料について、事務局から御確認させていただきます。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日配付資料が計5点ございまして、資料2-1から2-3の3点と、参考資料2点となっております。参考資料1につきましては、第1回会合において、委員の皆様からNTTデータに関連する情報の提供依頼があり、NTTから回答があったものでございます。一部、委員限りの情報が含まれますので、御留意ください。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

【大橋主査】 それでは、本日の議事を始めさせていただきます。

本日、議事は1つでございます。事業者ヒアリングということで、NTTデータグループの完全子会社化について、本日、KDDI様及びソフトバンク様、楽天モバイル様にヒアリングをさせていただくということで、3社の皆様に御参加いただいております。本日御協力いただけますことを深くお礼申し上げます。

それでは、差し支えないようでしたら、早速ですけれども、事業者ヒアリングということで始めさせていただきたいと思います。

各社から一通り御提出していただいている資料について御説明いただいた後、最後にまとめて委員の皆様から質疑あるいは意見交換という形ができればと思います。

それでは、御準備よろしければ、KDDI様から御説明を始めていただいでよろしいでしょうか。

【KDDI 岸田執行役員常務】 KDDIの岸田です。本日はこのような機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。早速資料に沿って説明いたしますので、よろしくをお願いします。

まず、最初ですけれども、電気通信市場の環境変化ということですが、これは簡単に申しますと、かつては通信サービスだけで競争がシンプルに行われていた状況でしたが、昨今、アプリケーション、プラットフォーム、さらにはDXが進んで、多様な分野のところと組み合わせあって、多層的な競争になっています。特に法人分野は、そういう意味では通信だけではなくて、SI・ソリューションとの一体提供が進展しているという競争状況だと認識しております。

次お願いします。通信事業者がそういう状況でどうなっているかということですが、ここで申し上げたいことは、法人事業の売上の割合が各社とも増えてきていて、重要な成長分野になっています。とりわけNTTグループさんの中では、法人分野の占める割合、特にその中でNTTデータさんが担っている部分というのは大きいということを述べております。

次お願いします。NTTデータさんの強さというところですが、国内市場では、昨年24年度は1位、海外を見ても8位と、非常に強い位置を持っています。特にここで注目すべきは、NTTグループとしてはNTTデータさんがシステム、ITサービス市場で地位を築いていますが、ほかの通信事業者はここには名前がないということです。この違いは大きいと思っています。

次お願いします。これは参考ですが、NTTデータさんの事業領域です。公社の時代から公共システムを引き継ぎ、そこから、あらゆる分野の法人のシステムに事業領域を拡大されているということです。

次お願いします。ここはNTTデータさんの優位性というところを表にまとめております。4段目の通信+ITのフルスタック統合提供能力、ワンストップのところでは、NTTグループは国内唯一、通信網からクラウド・アプリ開発まで自前で提供可能なエンドツーエンドのプレーヤーであります。ここがほかのグループとちょっと違いますよというところでは、

次お願いします。こちらは参考までに海外でのサポート力、営業力といったことも優位性があるということをお述べています。

次お願いします。ここから今回のNTTデータさんの完全子会社化によって生じる公正競争上の懸念についてお述べております。

次お願いします。まず、前回NTT様から御主張されたことについて、当社の考えを簡単にまとめております。1点目の完全子会社化が公正競争に与える影響について、これは独禁法だけで判断するものではなく、やはりグループ内の組織統合は公正競争に影響を及ぼすと考えており、NTTの組織の在り方については、過去、政策議論を経て、累次の公正競争要件を措置してきたという特徴があると考えております。

2点目の公正競争条件への配慮事項ということですが、これは今回NTTデータ100%完全子会社化になったことで、公正競争条件が潜脱される余地があるのではないかと見ており、ここについては後ほど詳しく述べさせていただきます。

3点目の国内IT市場サービスのシェアというところですけど、これは単純にシェアだけの問題ではなく、NTTデータさんというのは公社時代に構築されたクリティカルなシステムを保持されているということ、そして、これがIT市場全体で1位という、支配的な立場だというふうに我々は認識しております。

次お願いします。このページは、NTTグループさんにどういう強みがあるかというところで、総合的事業能力と書いております。特に2ポツ目で書いていますが、今回データさんを完全子会社化したことで、通信事業で支配的であるNTT東西さん、ドコモさんと、SI市場で支配的なデータさんが組み合わさって、他の通信事業者にない競争力を獲得しているということです。下の絵を細かく見ますと、左側からドコモさんは強力な顧客基盤をお持ちですし、NTT東西さんはボトルネック設備や局舎、特別な資

産といったものをお持ちですし、データさんは先ほど述べたとおり、システムで強みをお持ちだということです。

次お願いします。このNTTグループが一体化することでどんな懸念があるかというところを図にしております。(1)、(2)、(3)とありまして、(1)は、持株さんが3年前にドコモさんを完全子会社化されて、今回データさんを完全子会社化するというので、これの影響は、やはりグループの一体的な経営になります。100%子会社ですから、独立性がなくなって一体的になることからグループの利益最大化を優先するという行為に出やすくなるということだと思います。

2点目は、今、法律上ドコモさんがデータさんを完全子会社化するとか、既にドコモビジネス、Nコムさんを完全子会社化していますけれども、ここは法律の歯止めがなく、完全子会社になれば、これも取引が不透明になりますし、禁止行為潜脱のおそれが高まるというふうに見ています。

3点目が、これも法律上今歯止めがないとっておりますけれども、データさんとドコモビジネスさんの合併というのは起こり得るとしてこれについては取引関係自体が消滅してしまい禁止行為が機能しなくなると考えておりここが課題、懸念でございます。

次お願いします。今見ましたことを踏まえ、どうあるべきなのかというところですが、具体的に特殊性ということで3つほど書いています。まず、NTTデータさんというのは、法人市場で今国内1位ということで、各システムに組み込む通信に関して競争事業者の情報を保有されています。

2点目に、今回、一体化、完全子会社化したことにより、他社の取引情報がグループ内に流出するおそれが高まっているというように認識しています。

3点目は、NTTデータさんの兄弟会社、つまり、ドコモさん、ドコモビジネスさん、NTT東西さんと競争関係にある我々のような競争事業者の取引情報が、顧客獲得により、データさんが情報を持っていることが優位に働くおそれがあるということです。

結論として、矢印の下ですけれども、本来は今回の動きを踏まえてNTTデータ起点で何か禁止行為規制だとか、ファイアウォール規定みたいなもので実効性を持たせるように設けるべきだというふうに考えておりますが、電気通信事業法でこれを規律するというのはなかなかハードルが高いと認識しており、緊急的に直ちにこういった懸念を払拭する意味では、NTT東西さん、ドコモさん起点でのファイアウォール・禁止行為規

制を活用するということがいいのではないかと考えています。これによって情報流出や市場支配力の濫用の未然防止措置をNTTデータさんにも適用するといったことが考えられます。

次のページをお願いします。今、総論的に申しましたが、実際にどんな問題が起こり得るのかというところです。1つ目ですけれども、これはNTT東西さんが公社時代から継承されている強大な顧客基盤、これが市場支配的なNTTデータさんと一体的に活用されて、市場競争に停滞を及ぼすのではないかとというところがあります。ここについては、何ら歯止めをかける法的な制約が今ありませんので、これは課題だと考えます。

次をお願いします。先ほどより申し上げておおり、法人のシステムで、競合他社のネットワーク情報というのを、データさんはそれも含めて保有しているわけですが、これも完全子会社化、グループ一体化が強まったことにより、グループ内に流出するおそれが高まっていますので、そういったことが起きた場合に、この絵にありますとおおり、ここでは金融システムの下に他社回線がぶら下がっている例を書いていますけれども、この情報が漏れて、これが不公正な行為に及ぶおそれが高まっているのではないかと考えます。契約情報が流出するのではないかとというところがあります。ここにも何か歯止めが要るのではないかと。

次の事例です。こちらは公共分野です。これはもはや他社が入る余地がなかなかない公共・金融領域ですけれども、こういったところで回線とシステムの一体入札のようなことが行われれば、他事業者の回線排除が起きるのではないかとというところがあります。

次のページは、NTTデータの公共分野の強みに関して書いていますので、ここは後ほど御覧ください。

次をお願いします。先ほど申し上げたとおり、現実的には東西さん、データさん起点の何らかの規定を設けるべきというところで、具体的にどんな措置を取ればいいのかというところをまとめております。

1点目は、先ほど申し上げたとおり、禁止行為がうまく利かない状況にあります。特定関係事業者制度というところを見ますと、NTTデータさんについては、NTT東西の特定関係事業者指定されていないので、ここを指定して、役員・重要従業員の兼任や差別的取扱いを禁止すべきであるというように考えております。

次のページをお願いします。次の点は、データさんも通信事業者ですが、事業移管をして、通信事業者でなくなるということになると、NTTドコモさんの特定関係法人の

指定から外れるということが考えられます。そうすると、規律対象外になりますので、どうすればいいのかというところです。前ページで見ましたとおり、NTT東西の特定関係事業者に指定すべき存在であるNTTデータさんについては、回線数によらず、NTTドコモの特定関係法人に指定すべきだと考えております。

次お願いします。最後に、先ほど述べました、ドコモさんとデータさんの間の完全子会社化であるとか、データさんとドコモビジネスの合併といったことについても、これが起きてしまうと、禁止行為規制が潜脱されたり、機能しなくなったりしますので、追加の措置として、NTTドコモによる株式取得を登録の更新の対象とすべきであると考えております。また、ドコモビジネスをドコモと同一とみなして、合併を審査対象にすべきと考えております。

次のページをお願いいたします。こちらは海外の動向を参考までにまとめておりますので、こちらも時間の関係で後ほど御覧ください。

次お願いします。データさんの話だけではなくて、やはりNTTグループさんが一体化して強化していくという中で、公正競争についてはいろいろな影響が今後も懸念されますので、2点ほど述べさせていただきます。

1つは、NTT東西さんの分割の意義について述べておきたいと思います。そもそもなぜかといえば、NTT東西のヤードスティック競争を機能させようということで、事業者間の競争を促進しようということでしたけれども、今となつては、地域系の民間の会社とNTT東西の設備競争が機能しているというふうに考えておりますし、2点目は、NTT東西間のコスト構造の比較だとか検証で非効率性を排除しましょうというのが当初の目的でしたが、これも民間会社との競争が今、一定程度機能していますので、非効率性の排除だとか、利用者利便の向上に寄与しているという現状があるというふうに思っていますので、この分割には意義があつて、合併すれば、こういった設備競争が機能しなくなるだとか、利用者利便が低下するというおそれはあるというふうに考えておりますので、我々としては、引き続きNTT法の規定を維持すべきと考えております。

次お願いします。NTT持株さんの業務範囲については、NTT法の議論の中で、特別な資産をいかに守るか、安定的に維持するかということが大事なポイントであつたかと思ひます。持株さんの責務、ここでは適切・安定的な電気通信役務の提供の確保、それから研究開発ということがあつて、事業領域を拡大するに当たっては、本来の責務を全うできなくなるリスクは避けるべきだと考えておりますので、NTTさんの事業計画

については、引き続き総務省で認可する形を維持していただくことが必要だと考えますし、また、この市場検証委員会で検証することが必要というふうに考えております。

以上、早口になりましたけれども、私どものプレゼン資料は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【大橋主査】 KDD I様、ありがとうございました。

後ほど意見交換のほうをさせていただければと思いますので、続けてのヒアリングに移らせていただきたいと思います。

続いては、ソフトバンク様から御説明いただけるということですので、御準備よろしければ、お願いいたします。

【ソフトバンク 松井執行役員渉外本部本部長】 ソフトバンクです。本日は御説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。それでは、資料に基づきまして、御説明いたします。

ページをめくっていただいて、1ページを御覧ください。本日は、こちらの目次にある3点について御説明をさせていただきたいと思います。

2ページ目以降で、議論の前提等について御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

3ページを御覧ください。NTTグループにつきましては、これまで民営化ですとか、事業の分離・分割といった構造的な措置を講じることで、競争事業者との公正競争確保を目指してきたというような歴史があるものと認識しております。NTTの在り方につきましては、環境変化に応じた見直しに関して、必ずしも反対の立場ではないののですが、今般のNTT法改正の中でも確認されたNTTの特殊性、この部分は不変であるという点を踏まえて、必要な規律を課していくことが必要であるというふうに考えております。

4ページを御覧ください。こちらは、昨今の社会環境におけるAIとデジタル技術の進展で産業構造が大きく変化していることを示したものです。KDD I様も述べられていましたけれども、競争の軸に関しては、通信サービスに加えて、マルチレイヤーによる高付加価値ソリューションへの提供といったところまで拡張されておまして、今後、AIですとかクラウド、データセンターといった事業領域が極めて重要になると思っております。これらは、本日、主なテーマであるNTTデータさんの事業領域と重なっているというふうに認識しております。

5 ページを御覧ください。こちらで上に示すデータというか、グラフはNTTデータさんの公表資料からの引用ですけれども、通信サービスの隣接市場である法人系のITサービス、こちらに関してNTTデータさんは国内のトップシェアというふうになっております。NTTデータさんに関して、公社時代から運用している公共性の高いシステム等によって、それを有しておりますので、これらがNTTグループ各社の有する資産と結びつくことによって、NTTグループの競争力を高めるという蓋然性が極めて高いのではないかというふうに思っております。

6 ページを御覧ください。今までのことを踏まえまして、この後でNTT様が前回合合で示された考えに関しての当社意見を御説明させていただきます。

7 ページを御覧ください。こちらは、NTTドコモの完全子会社化の説明をした際のNTT様の資料の引用ですけれども、自ら当時NTTデータさんを完全子会社化するという考えはないというふうに明確に否定をされいながら、今回の子会社化の実施に至ったというところでございます。本を正せば、ドコモの完全子会社化自体も、過去の公正競争要件がNTTさんの意向で反故にされた前例であったということも踏まえますと、NTTさんの経営方針に左右されることのない法規制という規律の下で、必要な措置をして対処しておくことは極めて重要であるというふうに弊社としては考えております。

8 ページを御覧ください。前回NTT様から、NTTデータはもともとNTTさんの子会社で、完全子会社化が、公正競争に与える影響はないというような考え方が示されましたけれども、こちらの左の図にありますとおり、完全子会社とそれ以外の子会社では、グループ以外の株主を意識する必要があるかないかという観点で非常に大きく異なるというふうに思っております。その他株主を考慮する必要がない完全子会社に関しましては、NTT戦略に基づくグループ最適というものが最優先になって、例えば、禁止行為規制を遵守するインセンティブも弱まるという懸念があるというふうに考えております。ちなみに、資料の右半分を示しているのは、過去の審議会議論等において、公正競争等の観点から分離会社への出資比率の低下ですとか、独立上場が求められているというものですので、これは事実としてそういったものもありますということでおつけしております。

9 ページを御覧ください。前ページのグループ最適の一例ですけれども、例えば、NTT東西さんが提供料金を高止まりさせて、内部相互補助を通じてグループ最適を図るということも理論上は可能です。現行の接続料水準の上昇要因がこの理由によるものと

いうわけでは全くないのですけれども、この現状の構造、これを規律しないまま放置しておきますと、やはり提供料金に影響が生じるということは十分あり得るというふうに考えております。

10 ページを御覧ください。NTT様は、併せてNTTデータ分社時の公正競争条件への配慮事項については、法定化の準備が進んでいるというふうに述べられたと認識しております。しかしながら、ここについては、一部の公正競争条件に関しては、完全子会社化で規制遵守のインセンティブが弱まるという懸念があるほか、事業法改正による禁止行為規制の詳細はまだ明確に定まっていないという認識です。ですので、こちらに関しては、実効性を確保すべく、今後規律の詳細を詰めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

11 ページを御覧ください。加えてNTT様は、ソリューション市場においてNTTデータは市場支配的地位になく、電気通信市場に対する影響力もないというふうに述べられております。しかしながら、法人セグメントで見ますと、NTTデータグループの売上高規模というのは非常に大きい状況であるということを示しております。

12 ページを御覧ください。文字が少し多くて恐縮ですけれども、ソリューション市場のシェアに対しての弊社の考え方を一部示しております。当該市場に関しましては、単体市場のシェアの多寡のみを見るのではなくて、隣接市場を含む影響力ですとか、質的影響力等を含んだ総合的な評価をしなければ、実態を見誤るおそれがあるのではないかなというふうに考えております。具体的には、支配的事業者であるNTT東西さんやドコモさんの有する通信インフラとの垂直統合による優越的地位の形成、あるいは、これはKDDIさんも少し触れていたと思いますが、公共領域を含むソリューション市場の構造的な寡占性、こういったことも丁寧に見ていただく必要があるのではないかなというふうに考えております。

13 ページを御覧ください。顧客が上位のソリューションと通信インフラを選択する際の行動原理というか、行動パターンですけれども、基本的には、S I e rさんと通信レイヤーの関係は必ずしも切り分けて選択されるものではなくて、顧客はサービスに近いアプリケーションレイヤー、すなわちS I e rの提案を重視する傾向があるというふうに考えています。したがって、上位レイヤーの提案が下位レイヤーの選択肢を拘束することはあり得て、NTTデータさんが電気通信市場における競争に影響を与える可能性も否定できないというふうに弊社としては考えております。

14 ページを御覧ください。NTTデータさんがサービスを提供する上で、例えばですけれども、NTT東西さんの局舎に設備を設置することが想定されると思います。特に一般コロケーションスペースにおいては、局舎スペース自体に限りがありますので、NTTデータさんが優先的に利用を留保することが懸念されます。これらについては、NTTグループと他事業者の同等性が確保されない場合は、一般コロケーションスペースを競争事業者が利用できない、あるいは義務コロケーションスペース自体が圧迫されるといった懸念が生じるのではないかとこのように考えております。

15 ページを御覧ください。NTTデータと同様に、持株会社の傘下にあるNTT東西あるいはドコモグループは、公社時代の特性ですとか市場支配力を有しております。他方、NTTデータさんも、公社時代から継承されている資産ですとか、公共性の高い領域での強みを持っているということで、両者の一体営業がなされた場合に、おのおの競争優位性が発揮されまして、ベンダーロックイン効果等が生じる懸念が高いというふうに考えております。さらに、同等性確保等の禁止行為というものが潜脱されれば、他社のサービスを排除するということが可能になると考えておりますので、ここは何らかの規律が確実に必要というふうに思っております。

16 ページ目以降に、今までのことを踏まえた必要な規律について御説明をさせていただきます。

17 ページは目次ですが、KDDI様の主張ともおおむね重なりますので、簡単に御説明させていただきます。

18 ページを御覧ください。まずは禁止行為規制の関連ですけれども、こちらの左の図にありますとおり、さきに述べたNTT東西とデータの一体営業、あるいは局舎利用の優遇などを防止するために、NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを追加することは必須であると考えております。

加えて、右の図にありますとおり、NTTドコモグループとNTTデータの競争阻害行為等を防止するために、ドコモの禁止行為規制対象にNTTデータを引き続き指定することが必須であるということも考えております。

この際、今ドコモの完全子会社であるドコモビジネスに現状法人営業部門等が移管されていることを踏まえれば、NTTドコモビジネスにも禁止行為規制を課して、規制の潜脱行為というものを防止するべきだということも考えております。

なお、最後に下の注釈で小さく書いてありますけれども、NTTデータさんのS I e

rとしての影響力というような本質的な課題ですとか、NTTデータさんが事業移管等で規制を潜脱されるというおそれがある点を踏まえれば、回線数の多寡ですとか、そもそも電気通信事業者か否かによらず、NTTデータさんを禁止行為規制対象に指定し続けることが必要であるというふうに考えております。

19 ページを御覧ください。こちらは登録更新制度の関連ですけれども、NTTデータとグループ企業の組織の在り方を厳格に審査するため、NTTデータをNTT東西やドコモの登録更新制度の対象先とすること、加えて、前のページでお話しした話と同様ですけれども、ドコモさんの潜脱防止という観点で、ドコモビジネスにも本制度を適用することが必要と考えております。こちらも前述の理由で、NTTデータの回線シェア等によらず、NTTデータを指定し続けることが必要です。加えて、この制度そのものとして、現状、登録更新制度については、今回の子会社化のような資本構成の変更が対象に含まれないということになっていますので、そちらに関しては審査内容に含むように制度を拡充するべきだというふうに考えております。

20 ページを御覧ください。法定化された累次の公正競争条件の話です。ここは今後具体的要件が省令で規定される認識ですけれども、過去の競争条件で求められた行為が原則担保されて、NTTデータのみならず、非電気通信事業者であるNTT持株も含めた各事業者を対象としていただく必要があるというふうに考えております。

21 ページはまとめ的なスライドですけれども、やはり公社承継の特別な資産を有しながらグループ再統合を進めている今のNTTグループさんの現況につきましては、公正競争もろもろの観点で、弊社は非常に強い懸念を持っております。NTTドコモさん、NTTデータの完全子会社化投資の回収に向けて、グループ最適のインセンティブが増加することも懸念される中で、例えば、NTT東西の統合ですとか、仮に将来的にさらなるグループ編成、再統合みたいなことが検討されるのであれば、特別な資産を有するNTTグループの市場支配力の増大を招くとして、問題が非常に大きいというふうに考えております。つきましては、ここからはお願いですけれども、今般の法改正の議論において、NTT法の必要性が再認識されたことも踏まえまして、従前以上に厳格に規律していただき、なし崩し的にNTTグループの一体化が進展しないよう適切な措置を講じていただくよう、改めてお願いさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。後ほど意見交換させていただければと思います。

それでは、最後となりますけれども、楽天モバイル様から御説明いただけるということですので、御準備よろしければお願いできますでしょうか。

【楽天モバイル 前田取締役副社長CFO】 楽天モバイルでございます。よろしくお願いいたします。本日はこのような発表の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

次のページをお願いいたします。本日我々から御説明したい内容はこちらになります。1つ目に、NTTデータグループの完全子会社化に関する当社の見解、2つ目に、電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価に関する当社の要望についてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。初めに、NTTデータグループの完全子会社化に対する当社の見解です。

次のページをお願いいたします。先立ちまして、まず、前提となる弊社の基本的なスタンスについて御説明させていただきます。本年5月に公表されました改正NTT法におきまして、グループ内の大規模事業者の合併等に対する事後確認の導入や、線路敷設基盤の譲渡等が認可対象とされたこと等により、公平・公正な競争の確保、並びに特別な資産の適切な管理ということが法的に担保されたということに関して大いに賛同させていただきます。今後も時代に即した見直しによるNTT法の維持が必要不可欠であると考えております。

次のページをお願いいたします。続きまして、NTTデータグループの完全子会社化に関する当社の見解を御説明いたします。今回の完全子会社化は、NTTグループがグローバル戦略を機動的に推進し、成長を加速させる目的で実行されたものと当社側では認識しております。

次のページをお願いします。7月23日の委員会において、NTTはネットワークサービスがコモディティ化しているということを踏まえて、NTTデータに電気通信市場に対する影響力はないと認識を示されたというふうに我々としては承知しております。

次のページをお願いします。しかしながら、こちら、KDDI様、ソフトバンク様もおっしゃっていましたが、NTTデータの競争力ということを考えますと、通信サービスを含むネットワークサービスが今コモディティ化しつつあるからこそ、顧客が実質的にNTTグループ内のサービスに誘導されて、結果として健全な競争環境をゆがめるおそれがあるのではないかと弊社では考えております。具体的に次のページで御説

明させていただきます。あくまで我々が抱えている懸念というのをより具体的に御理解いただくために、これが実態ということではなくて、あくまでこういうことが起き得るという例でございますけれども、顧客が実質的にNTTグループ内のサービスに誘導されて競争環境をゆがめられるおそれがある例を御説明いたします。

想定例の1点目になりますけれども、NTTデータが主体となって提案するサービスに関する例でございます。細かいところは省きますけれども、サービス構成が、いわゆる①のサービスと②の通信サービスのバンドリングという形になっております。このうち、これはあくまでこういうことが起きたらということですが、②の通信サービスについて、NTTドコモさんだけ動作検証済み、あるいは先に動作が検証されるというようなことが起きたりすると、コストあるいはスケジュール面において、他キャリアが事実上、非常に不利な体制になる、あるいは排除されるということが起こるのではないかと我々は想定しております。

次のページをお願いします。こちらが2点目です。こちらは今度NTT東日本さんが主体となって提案するケースになっておりますけれども、こちらサービス構成としては、NTT東日本さんが提供される①の通信サービスと②のプラットフォームのサービスが一体となって提案されるケースを想定しております。これも例えばですけれども、NTTデータ製の場合には、保守のSLAが保証されるとか、そういうことがあることによって、NTTデータ製のプラットフォームを導入することが顧客にとってベターとなる状況に誘導されることが想定されると考えております。

次のページをお願いします。そういった点を踏まえて、NTTデータグループの完全子会社化によって、NTTグループが自社グループのサービスを優遇して、健全な競争環境をゆがめるおそれがないかということに関して、調査と検討を行っていただきたいと考えております。

次のページをお願いします。続きまして、電気通信事業分野における競争状況の調査及び評価に関する当社の要望について御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。まず初めに、今年7月に公表された競争状況の調査及び評価の実施に関する方針（案）について触れさせていただきます。この実施方針（案）につきましては、NTTグループにおいて組織再編が発生する場合に、公正競争に与える影響及びその対応を都度検討すること、加えて、NTT東西の分離の在り方についても、調査結果に基づき評価を行うことが示されたと認識しております。

次のページをお願いします。一方で、特別な資産の管理を担うNTT東西の合併が示唆されている状況だと認識しております。

次のページをお願いします。これは先ほど2社さんもおっしゃっていましたが、仮にこのようなNTTグループの再編、いわゆる大NTT化ということが進行した場合、やはり公平・公正な競争環境が損なわれるおそれがあるのではないかと当社は考えております。例えば、その表の中にも細かいことがありますけれども、NTT東西の分離でこれまで実現してきた公平・公正な競争環境が毀損されたり、あるいは、特別な資産が海外資本へ売却あるいは流出したり、あるいは、NTTグループが独占的な利用、あるいは他事業者への不公平な提供ということが行われたりすることを我々としては懸念しております。こうした点を踏まえ、NTTグループの組織再編が公正競争に与える影響について、次のページ以降の内容で調査・検討を行っていただきたいと我々は考えております。

次のページをお願いします。調査・検討いただきたい項目の具体例ですけれども、1つ目としましては、NTTグループ内の合併により、公平・公正な競争環境が損なわれるおそれがないのかということにつきまして、調査・検討をお願いしたいと考えております。

次のページをお願いします。2つ目ですけれども、ずっと我々は特別な資産についていろいろ申し上げております。今般の法改正によって、線路敷設基盤の譲渡が認可対象となりましたけれども、特別な資産の海外資本への売却あるいは流出といった抜け穴がないかという点に関して、その運用状況に関するモニタリングの仕組みを整備すべきかどうかという点についても調査・検討いただきたいと考えております。

次のページをお願いします。3点目はKDDIさんもソフトバンクさんもおっしゃっていましたが、特別な資産を活用し得るNTTグループ内の電気通信事業者、これはNTTデータを念頭に置いてお話ししておりますけれども、電気通信事業法第31条に基づく特定関係事業者として指定対象とされていないことが適切かどうか、調査・検討をお願いしたいと思っております。電気通信事業法第31条は公正競争上の弊害や電気通信の健全な発展を阻害することを防ぐために、NTT東西とその子会社等における役員兼任等を禁止している制度だと認識しておりますので、特別な資産を利用し得るNTTグループ内の電気通信事業者も、この事業者として指定の対象にすべきではないかということについての検討が必要ではないかと考えております。

次のページをお願いします。こちらは合併の審査、電気通信事業法における内容ですけれども、改正電気通信事業法では、グループ内の大規模事業者との合併、分割、事業譲渡を審査対象としていただいております。ただ、一方で、完全子会社等の資本構成の変化というような株式取得は審査対象となっていないと我々認識しております。これが果たして適切な状況なのかということについても、調査・御検討いただければと考えております。

次のページをお願いいたします。検証の枠組みということに関しても要望させていただければと考えております。毎年実施する規律の遵守状況等の事後検証という枠組みに加えて、改正NTT法による規制緩和等の影響について、当面の間は、NTTグループに対し定期的なモニタリングを実施すべきであるというふうに要望いたしたいと考えております。モニタリングの実施例としては、NTT東西の活用業務の事後検証化が公正競争に与える影響の有無などを、市場検証委員会などで四半期に1回程度の頻度で実施いただくのはどうかというふうに考えております。

次のページをお願いします。ここまで御説明した、要望させていただいた調査・検討の結果、仮に公平・公正な競争環境が損なわれるおそれがあると評価された場合には、これは2023年9月に我々のほうから通信政策特別委員会で御説明させていただいた内容ですけれども、固定・アクセス部門の資本分離等、特別な資産の適切な管理がどうあるべきかということについても、改めて検討することが必要ではないかというふうに考えております。

次のページをお願いします。参考に海外事例でございます。海外にはそういう事例もあるということで、御参考でございます。

次のページをお願いします。最後のページでございますけれども、改めて申し上げたいのは、我々としては、NTTグループの再編、大NTT化によって、公平・公正な競争環境が損なわれるおそれがないかということに関して調査・検討いただきたいというのが我々からの思いでございます。

当社からの発表は以上でございます。御清聴いただき、ありがとうございました。

【大橋主査】 楽天モバイル様、ありがとうございました。

それでは、ただいま3社の事業者の皆様方からプレゼンいただきましたけれども、これらの御説明内容を踏まえて、ぜひ御質問あるいは御意見等あれば、委員の方々からいただければというふうに思います。チャット欄にてお知らせいただければ、指名させて

いただきます。

それでは、まず、林委員からお願いいたします。

【林委員】 大橋主査、ありがとうございます。名古屋大学の林でございます。

各社様、前回のNTT様の御主張に、ある意味、逐一反論、対応する形で論点をいただきまして、より論点がクリアになったような気がします。ありがとうございました。

各社様、それぞれ質問ございますので、よろしくお願いいたします。

まず、全体的に全社へのリクエストですけれども、本日は時間も限られていましたので、各社様がお挙げになった懸念について、それを裏づける証拠であるとか、あるいは実際の事例、あるいは追加のデータを、構成員限りでも構いませんので、事務局に御提供いただけないでしょうかという要望です。このように申しますのも、言わば懸念のレベルでは、ある意味、頭の体操で幾らでも想定できるので、それを実際の規律ないし規制に結びつけるには、それを必要とする立法事実と申しますか、その懸念を実際に裏づける証拠だとか事例を観察する必要があると思いますので、可能な限りで御提供いただきたいというふうに思います。

その上でまずKDDIさんですけれども、KDDIさんは基本的なトーンとして、経済的な一体性に着目して、親子会社関係であろうと、グループとして一体として捉えるべきだというトーンだと思いますけれども、これは独禁法の見地からも説得的ですが、他方で分からない点もあって、確認させてください。

質問としては、全体としてNTTデータの強さだとか、あるいはデータを含むグループ連携が進むことによって、公正競争上の懸念が生じるという御主張と承りましたけれども、13ページから14ページにかけて、特に13ページですけれども、一体的な事業運営に対する懸念というものをお挙げになっておりますけれども、具体的にどのような行為が問題になるのかということについてお教えいただきたいです。

例えば、NTT東西が持つ指定設備に係る不開示情報をデータのみに優先的に渡すというようなことがあれば、これは公正競争上の問題があると言えると思いますけれども、そういったことが現実に起き得るというお考えでしょうか。あるいは逆に、これまでNTTデータも経営の独立性がそれなりに保たれていたわけですがけれども、100%子会社化になった後は、データからデータの保有するほかの通信事業者のネットワーク情報とか、あるいは、取引状況、取引情報というものが東西やドコモに流出する可能性も否定できないというお考えでしょうか、というのを確認させていただければと思います。

ソフトバンクさんに対しては、9ページです。料金を値上げするインセンティブが働くという主張ですけれども、光ファイバーの接続料のように、原価算定しているものは現行法上規律がかかっていますので、勝手な値上げが難しいと思いますので、これ以外にこういったことが可能な具体的な懸念があるのかどうか確認させていただきたいと思えます。

それから、14ページですけれども、データがコロケーションスペースを優先的に使用してしまうという懸念ですけれども、もしこの懸念が、こういうのが本当にあるのならば、これは事業法上もゆゆしき事態ですけれども、実際にそういった事例ないしその懸念というのが顕在化し得る蓋然性というのはあるのかどうか。そういった事例を観察されているのかどうかというのを確認させていただきたいと思えます。

それから、長くなって恐縮ですけれども、楽天さんは5ページです。こういう目的と認識しているということですから、ここで書かれてあることは、データグループの完全子会社化については理解できるというニュアンスとして受け止めました。楽天さんとしては、データグループの完全子会社化それ自体には反対しないという御趣旨なのでしょうか。もしそうしますと、ほかの2社様とかなり主張のトーンが違ような気がしますので、そのように寄って立つ理由について御教示いただければと思えます。

すみません。長くなりました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

何名かの委員の方に御発言いただいた後、各事業者様から御回答いただきたいと思えます。

続いて、佐藤委員をお願いします。

【佐藤専門委員】 福島大学の佐藤でございます。御説明ありがとうございました。

先ほど林委員からもありましたけど、私も同様のところが少し気になり、また、裏づけ等々も気になるというところが申し上げたいところでもあります。

KDDI様とソフトバンク様におおむね伺いたいというところがございます。確かにNTT全体が非常に大きな企業になっていく、また、効率化されて市場でかなり大きなプレゼンスを発揮するだろうということはよく分かるのですが、その一方で、ソリューションの市場での議論と、ネットワークでの市場の議論が一緒になっているところと、区別されているか、どこまでされていないかというのがいま一つよく分からなかったもので、その点を特段伺いたいと思っております。

KDDI様の資料で申し上げますと、15 ページかと思います。このところで、要するにソリューションとしてのものを考えている中で、これで他社回線の排除というところが私はよく分からなくて、例えばシステムとして、いわゆる垂直統合されていないような企業がNTTの回線を使えなくなるという意味での排除なのでしょうか。それとも、垂直統合されているような、KDDI様やソフトバンク様のような形での回線を一体的に入札するようなときにも使えなくなるということでしょうか。いま一つ構造がよく分からなかったなので、教えていただきたいというところです。

あと、ソフトバンク様のほうで申し上げますと、先ほども林委員からもありましたけれども、14 ページのところ具体的にというところは当然ながらでございますし、9 ページのところ、価格といったところがそもそも規制されているのではないかとということと、ここで言っている競争事業者というのはどのような事業者をそもそも想定されていて、また、ソフトバンク様やKDDI様はこの構造のどのような位置づけであるのでしょうか。例えば、ネットワークで非常に高額な提供料金だということが想定されていたときに、例えば、KDDI様やソフトバンク様がネットワークを比較的低廉な形で提供するというのもそもそもできなくなるのか、また、それで新しい競争が生まれるのだろうか。どういうネットワークの市場、また、どういうソリューションの市場かによって、多分この議論が異なっているような気がしますので、そこら辺を整理した上でまた御説明をいただければと思います。

私からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もうお一方、中尾委員、お願いしてよろしいでしょうか。

【中尾専門委員】 中尾です。ありがとうございます。

林先生から言っていた話と少し被ってしまうかもしれませんが、今回お話を聞いていて気になったポイントとして、各社さんによって、スタンスが同じところと、少しトーンが異なっているところがあると思います。事務局にお願いなのですが、全体として各社さんがどういうポイントを同様に主張されているか、トーンが違うところは違いが明確になるような、そういったことをまとめの資料として今後作っていただければよいのと思っています。

その上で、2点、トーンが違うところを明確化する目的でお尋ねしたいことがあります。1点目は林先生がおっしゃっていただいたポイントと同じです。楽天さんがデータ

の完全子会社に対してはトーンが各社とかなり異なりますが、どういう理由でそうお考えなのかお尋ねしたいというのが1つ目です。

それから、KDDIさんの資料で少し気になったことがありまして、23 ページ目ですが、こちらに書かれていることは、どのぐらいの範囲の話を主張されているのかといったところを明確にお聞きしたいと思います。事業計画といってもいろいろなことがあるわけですが、総務省が認可をするということと、それから、市場検証委員会がどこまで事業計画に対して検証を行うか。全ては当然スコープが広過ぎて対象外となることが多いと思います。特にこの23 ページについてはお時間がなくて十分な御説明をいただく時間がなかったのかもしれないのですけれども、ここはどういうことを望まれているのか、もう少し明確にさせていただければと思いました。

それから、繰り返しになりますが、これは我々が進めるべき作業ということなのかもしれませんが、最終的には全ての社が要望していることと相違があるところは明確にした上で議論ができると効率的ではないかと思います。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ここで一旦区切らせていただいて、発表された事業者の順で、現時点で御回答いただけるところ、御回答いただくのがいいのかなと思います。

まず、KDDI様からお願いしてもよろしいでしょうか。

【KDDI 岸田執行役員常務】 KDDIです。お答えいたします。

まず、林先生から御質問いただきましたところでいうと、ページで13、14のあたりです。ここでは、顧客情報の流用だとか、次のページのネットワーク情報の流用といったことを書いています。もう少し詳しくお話しすると、さっき先生がおっしゃった接続情報が漏れるのかということももちろんあり得るのですが、それだけではなくて、データさんに関しては、システム発注者としての、発注元としての立場があります。NTTデータさんがシステムをつくる上で、回線の使用だとか、情報だとか、どんなルートで設定されるだとか、いろいろなネットワーク情報を多分把握されているということになると思うので、他社が提供しているもの、それを把握し得るという立場にあります。この情報が漏れることで、次の更新時の入札で例えば優位に立つとか、そういった懸念もありますので、NTT東西さんの接続上の問題のみならず、データさんならではのそういう立場というのが気になるというところ です。

それから、次に、佐藤先生から御質問いただいたところで、これも入札のページです。15 ページがどういう意味かというところですが、ここもどちらかというところ、データさんがシステムの立場ですので、仕様条件だとか、入札条件だとか、こういったところであらかじめグループ内だけ情報をこんな条件で入札してくださいよと言うことが可能です。そうすると我々が入札するときに、イコールフットイングで入札できるのか。事前に情報がNTTグループだけ優遇されて持っていることにならないのか。例えば、こんなことが懸念としてはありますので、その意味で述べさせていただきます。

次に、中尾先生から御質問いただいた最後のページのところです。事業計画の範囲ですけれども、ここはちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、NTT法で、今、NTTグループさん、NTT持株さんの事業計画については認可の対象になっていて、総務省さんのほうで審査されているというふうに認識しております、ここで提出が求められ審査されている範囲における事業計画の範囲を想定して述べさせていただきます。

以上でございます。漏れがあったら申し訳ありません。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、ソフトバンク様いかがでしょうか。

【ソフトバンク 松井執行役員渉外本部本部長】 ソフトバンクです。まず、林先生から、主にコロケーションのところのお話について御質問いただいたと思います。一般コロケと義務コロケで2つあって、一般コロケに関しては、電気通信設備の相互接続とは関わらない部分で、義務コロケに関しては、電気通信設備の相互接続に関わる部分というふうにざっと捉えていただければいいのですけれども、我々がコロケーションを両方の用途でNTTさんに使わせていただきたいというようなケースはもちろん複数ございます。その中で、NTTさんから、空いていないというような形で使わせていただけないというケースはあるのですが、ここが何で空いていないかというところの理由が基本的に我々に開示されないというような仕組みになっています。

そのため、正当な理由というのは何かあるかというのはあるのですが、正当な理由で貸していただけないのか、あるいは、NTTグループの中でいろいろ計画を事前に練っていて、優遇した上で、そこでリソースを食ってしまったがゆえに、競争事業者、接続事業者等が利用できないというようなことも、我々としては、その理由がこれだといったところは教えてもらえないので、先ほど申し上げたとおり、これだということは言

えないのですけれども、そういう事例はございますので、そこがどういう理由なのかとか、そこも一般コロケ、義務コロケも含めてだと思えますけれども、一定のルールを定めていただければ、その辺がよりクリアになるというふうに思っています。

基本的に、特に一般コロケに関しては、やはり伝送系の設備とか、無線機とか、そういったものを入れさせていただくという意味合いでは、NTTデータさんと我々はセグメントでバッティングするといえますか、同じような形で使わせていただくといったところがあるので、そういった観点でNTTデータさんとかに非常に大きいリソースが割り当てられると、我々としては非常にしんどいということを申し上げさせていただいたという趣旨でございます。

2点目の佐藤先生の御質問ですけれども、ここは少し幅広に御質問いただいたというふうな理解をしております、他社排除みたいなところのお話だったと思います。

これは、お聞きいただいたところから若干外れて御説明がスタートしてしまうかもしれませんが、やはり昨今、ここはNTTさんの意向というか、意見が合っていないといったところでもあるのですけれども、アプリケーション等の上位を使って、そこでサービスをされるS I e rさんと、我々の関係、通信レイヤーの関係でいうと、やっぱりS I e rさんというのはユーザーに近くて、そこで多様な機能を提供して、さらにS I e rさんのコンサルティングというものが一つ、ビジネスのスタート地点で始まりますので、お客さんからすると、土管的な通信回線よりは上位レイヤーの事業者の意向というものが顧客からは重視される傾向にあるというふうに感じております。事実、我々も、DX系のコンサルティング等の上流サービスを基に、企業の回線リプレースみたいなものに至ったというような案件もありまして、今後はこういう営業スタイルも増えていくというふうに思っています。

通信からのレバレッジというのは以前からも指摘されていますけれども、今後、AIとか、ネットワーク接続、あと、MEC接続みたいなことを活用したソリューションビジネスというものが広がっていくと思いますので、上から下へのレイヤーへのレバレッジといえますか、そういったところへの影響を及ぼすという事例が増えていくのではないかなという問題意識がございます。

ですので、こういうやり方自体がすべからず問題だという話ではないのですけれども、我々としては、公社時代の起因のシステムとか、あとは一種指定、二種指定のNTTさんの市場支配力等、そこが連携した場合、特に排他的なり優先的に連携した場合は、

我々が回線としても排除されるし、もしかしたら上のレイヤーとしても排除されるというようなことがあると思っておりますので、そこに対しての懸念として述べさせていただきます。

もう1点だけ付け加えさせていただくと、NTTデータさんとNTTドコモビジネスさんという2社に関しては、法人市場でいうと、非常に強みがそれぞれあって、当然、NTTドコモビジネスさんは回線系に強くて、データさんは上のアプリケーションレイヤーとかに強くて、プラットフォームレイヤーに関しては、いろいろAIとかデータセンターとかもろもろありますけれども、両者それぞれ強いということで、その2社が非常に結託をして連携をしていくと、一気に通貫で、お互いの弱いところをうまく支え合っという意味合いで、非常に強い企業体になるというような懸念を持っています。

その意味で、先ほどもあったような他社排除とか、他社の回線をリプレースされるみたいなのが、禁止行為的なところに抵触することも含めて、ないように、きちんとファイアウォールとか、優先禁止、優遇禁止みたいなところをルール化していただきたいというのが我々の主張の骨子となります。

以上になります。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、楽天モバイル様いかがでしょうか。

【楽天モバイル 前田取締役副社長CFO】 楽天モバイルから回答させていただきます。

まず、冒頭に林先生から御依頼ありました具体的な懸念に関する事例データ、エビデンス等の提出に関してはもちろん承知しましたので、御準備させていただきます。

あと、林先生と中尾先生から、基本的には同じような趣旨の御質問をいただいたと認識しておりますけれども、このページで申し上げていること、我々も当然事業をやっておりますので、組織内の再編をもって競争力を強化したい、あるいはグローバル戦略を加速したいという目的自体は理解できるというふうに申し上げております。

ただし、これはこの後の事例でも具体的に申し上げましたとおり、それが再編の結果、あるいは事業のやり方によって、公平・公正な競争をゆがめるような結果になってもらっては困るということに関して、しっかり目を我々としても光らせたいし、そういうことをチェックする仕組みをつくっていただきたいということを申し上げております。

ですので、あくまでも事例で申し上げて恐縮ですけど、8ページ目です。こういった意図的に明確にバンドリングせずとも、いろいろな条件が伴うことで、お客様から見る

と、結果的にバンドリングで製品・サービスを提供しているようなことに等しいようなことになることを我々としては懸念しております、そういうやり方については、ぜひ関知できる仕組みをつくっていただきたいというのが我々の主張でございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

恐らく一通り、委員の御質問、御指摘については御回答いただいているというふうに思います。もし追加であれば、改めていただければと思いますが、お手が挙がっているほかの委員もいらっしゃいますので、そちらの方からまずお願いできればと思います。

まず、宮田委員お願いします。

【宮田専門委員】 御説明ありがとうございます。今回の3社の御提出の資料で、各社ごとにトーンが少し異なるところはございましたけれども、先ほどの回答案も含めて、公正な競争環境の確保に向けた制度上の課題や構造的な懸念が示されていたのかなと理解しております。

一方で、そうした中で、3社として特に優先すべき、例えば最も重要とお考えの制度整備や政策対応などについては、まだ明確に分からないところがありました。つきましては、公正な競争環境の維持、環境確保という観点から、3社さんが現時点で最も必要性が高いと考えておられる制度対応や政策措置などがありましたら、具体的にお聞かせいただければと思います。一番重要な点を具体的にお聞かせいただけると、3社の意見がきちんとまとめられると思われましたので、意見させていただきます。よろしく願いいたします。

【大橋主査】 それでは、続きまして、荒牧委員お願いします。

【荒牧専門委員】 荒牧でございます。御説明ありがとうございます。

各社様の御懸念であるとか、心情という面でも、個人的には理解できる点が多々ございました。既に皆様、先生方がおっしゃっておられますけれども、やはり今後何らかの競争阻害行為というものが発生する蓋然性が高くて、市場全体として何らかの措置が必要となる状況が考えられるのであれば、そういう判断がされるのであれば、当然のことながら、法整備も前提とした具体的な検証を進めるべきだということは、私もそのように同意して考えております。

一方で、先ほど楽天様も言及されましたけれども、やはり一企業としては、この複雑な経営環境の中で、自社として最善と考える様々な戦略とか事業拡大等を行うというこ

とは当然の判断でありますので、そういう当然の部分と、やはりNTTグループ様という特殊な立ち位置にある企業の企業行動をどのようにそこで個別判断をするかという非常に線引きが難しい、慎重に行わざるを得ないという面も改めて感じております。

その両方の状況を踏まえた上で、やはり気になりますのは、各社様、今、エビデンスを準備されるという話ではありますけれども、取引とか、こういう事象とか事態が想定されるという事例はあったとしても、各社への影響であるとか、市場がそれによってどれほどの影響を受けるのかといった数値的な面での立証責任というのは各社様にあるというふうに思っていますけれども、実際の立証というのは現実的には大変難しいのではないかと感じています。

それから、これも議論にありましたけれども、ソリューション系の話です。NTTデータ様の主戦場である広義のIT業界には、データ様は大きいですが、それ以外にも多数の影響力ある上位コンサルの企業さんもたくさんいらっしゃるわけで、特にこの業界は合従連衡が盛んに行われておりますので、あえてソリューション市場におけるその影響力というのを、この会議体の場で切り取ってというか、そこについて議論することというのは多少限界があるのではないかと感じています。本当にここが適した場なのかというふうにも感じているところもございます。

いずれにしても、非常に難しい問題でもありますので、引き続き多くの観点から慎重に検討すべきことだと認識しております。

以上、感想というか、コメントです。

【大橋主査】 続きまして、高口委員お願いします。

【高口専門委員】 高口です。2点申し上げたいと思います。

まず、1点目につきましては、今までの質疑応答等でも少し出てきましたけれども、今回、NTTデータが完全子会社化するという事で、NTTが一体化することによる市場の競争への影響とか、あるいは、ソリューション市場でどうなるか、あるいは、ソリューション市場を通じて通信市場にどういう影響が出るかというところは、これはやはり御指摘がこれまであったとおり、影響があるという意見も、影響がないという意見も、多分この委員会でこれまで出てきたと認識してまして、それを検証するには、客観的なデータとか、実態の具体的な事例といったものが出てこない、なかなかその影響というのははかれないところがありますので、そういったところは引き続き何かしら分析できるような材料があるのであれば、検証していくことしかできないのではない

かというのが感想です。これが1点目です。

2点目につきましては、競争というよりも、具体的な規制の話です。ソフトバンク様の10ページの資料が多分分かりやすいのですけれども、これはNTTデータ様の前回の市場検証委員会での資料を引用されつつ御指摘されているのですけれども、第1回の市場検証委員会で、私の理解ですと、NTTデータ様の考え方としては、1988年に示された公正競争条件の配慮事項、ここに5点並んでいますけれども、これについては引き続き遵守していくというお考えですし、そこにNTTデータ様としては異存ないというふうに前回の委員会で御報告されたと理解しています。その上で、遵守するための制度というのも現在というところでこうやってそろってきていますというのが、前回のNTTデータ様の御主張だったと思います。

それに対して、今回特にKDDI様とソフトバンク様は、まさに資料に書いていますけれども、現在の法定化済みといったところの部分に不十分な点があるということで、具体的には、NTT東西様の特定関係事業者にNTTデータ様を追加指定することや、NTTドコモの禁止行為規制対象先である特定関係法人にNTTデータ様を引き続き指定することということを今回御主張されています。

こういう特定関係事業者に指定するとか、特定関係法人に引き続き指定するというのは、これはKDDI様とかソフトバンク様の御主張の趣旨としては、まさにこのスライドで出ている公正競争条件の配慮事項の遵守というものを引き続き維持するためのルールとして御主張されているということなので、前回の委員会のNTTデータ様の御主張を聞いていると、この点については、特定関係事業者に指定するといったような主張に対しては、NTTデータ様としても、この配慮事項を遵守するというお立場からは、そんなに強い反対はないというか、そのようにも論理的には受け取れるような気がしています。そういった意味では、これはある意味、事務局へのお願いになるのかもしれませんが、今後、この禁止行為規制の対象先とすることといったような競争事業者様からの御主張に対して、NTTデータ様、あるいはNTTデータグループ様がどういふふうにお考えというか、どういふふうに捉えられたかということをごどこかで把握できる機会や情報があると大変助かるということで、そういった機会がもしあればということで事務局をお願いをさせていただきたいと思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、続いて、浅川委員をお願いします。

【浅川委員】 日本総研、浅川です。各社様、御説明ありがとうございました。

これまで林先生、佐藤先生、中尾先生がおっしゃられたことと基本的には全く同じ意見といたしますか、同意させていただきます。懸念を言い出すと本当にたくさん出てくると思ひまして、今日御説明いただいた中で確かにそれはしっかり見ないといけないというところの気づきもたくさんあったのですけれども、やっぱり懸念のレベルだけではなく、より具体的にどういった不都合、不公正があるのかを証拠、事例とともにお示しいただけると非常によいというふうに思いました。

お聞きしていると、どうしても通常の戦略とか事業上の打ち合いの話というところと、やっぱり公正競争上の問題という、その2つの視点がどうしても混ざってしまっている印象を受けてしまったというところがあります。これは事務局側への要望かもしれませんが、これまで各社様に追加で御説明いただいたものがあると思ひます。そういう通常の戦略事業上の打ち合いの話と公正競争上の話、この2つの視点で何かしら整理できれば、線引きできれば、線引きは先ほど荒牧先生もおっしゃられたとおり、なかなか難しい面はあると思うのですけれども、仮説ベースでも何かしらそういう線引きがあれば、そこに対して先生方も御意見しやすいのではないかと思ひました。今後、検証の論点をクリアにする観点からも、そういう整理がここまでの中でできれば、我々も検討しやすいというふうに思いましたので、御検討いただければというふうに思ひます。

以上になります。

【大橋主査】 ありがとうございます。

以上で、お手が挙がっている委員の方々からは御発言いただいておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、事業者様への御質問もございましたので、そちらのほうを改めて発表順で御回答できるところはいただければと思ひます。

まず、KDD I様からお願いできますでしょうか。

【KDD I 岸田執行役員常務】 KDD Iでございます。

まず、宮田先生からの御質問のところですが、これは弊社の資料で申し上げますと、12ページの赤字のところを見ていただくのが一番まとまっていると思ひます。

結局、我々としては、競争を維持することが大事というふうに考えていまひて、今回、グループドミナンスが行使されることで競争が損なわれることはあつてはいけないとい

うところが基本的な考えです。その意味で、この赤字のところにありますとおり、そういったところの問題が起きないように規制をということで、下のほうにファイアウォール・禁止行為規制を活用する。これはドコモ・東西起点で今ありますということで、結局、どれが大事かと言われると全部大事ですが、具体的には、スライドでいうと 17、18、19 に書いていますけれども、17 ページはデータさんを東西さんの特定関係事業者指定ということ、それから、18 ページで申し上げているのは、NTTデータさんをドコモの禁止行為の相手方となる特定関係法人に指定しておく。ここは特に回線の所有に関わらずということですので。3点目は、NTTグループさんの主要会社の合併とか株式取得に関しては、登録の更新であるとか審査の対象にしてください。こういったことを述べていますので、この点をお願いできればというふうに考えております。

それから、荒牧先生からおっしゃっていただいたところに関しては今申し上げたとおりでして、非常に難しい問題ではあるのですけれども、競争維持を軸にやっていく必要があるというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

その意味で、高口先生からおっしゃっていただいたとおり、今回、公正競争条件については、NTTグループさんは遵守すると言っていますので、今回、我々が先ほど特にやってほしい政策というところで申し上げた点については、NTTグループさんも異存はないと思いますので、私どもも高口先生と同感の感想を持っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、浅川先生から具体的事例、証拠ということ、これはほかの先生方からも御依頼いただきましたので、我々としてもぜひ具体的に証拠とか事例を事務局のほうに提出させていただきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、ソフトバンク様いかがでしょうか。

【ソフトバンク 松井執行役員渉外本部本部長】 ソフトバンクです。

まず、宮田先生の何を一番懸念する、優先するべきかという話ですけれども、正直、1つに絞れないといったところはあるのですが、その中でも、3つの話をさせていただきたいと思ひます。まず、NTTデータを特定関係事業者にということに関しては、これは必須でやるべきというふうに思ひます。

もう一つは、やはりビジネス上非常に影響が大きいのは、先ほどもコメントしたので

すけれども、NTTドコモビジネスさんとNTTデータの連携、これに関してはすごく親和性が高いので、ここに関しての何らかの規律というものは非常に重要だというふうに思っています。

今回のテーマから少し外れますけれども、今後の東西統一みたいなことに関しては、NTT法の根幹に関わりますので、極めて重要だというふうに思っています。

この3つが非常に重要だとは思っておりますが、実影響という意味合いでは、ドコモビジネスさんとNTTデータの統合みたいなところが今後起こるのであれば、そこを非常に懸念しているというのが1点目でございます。

ほかに高口先生の御質問の、NTTさんがやっているというような話の関係ですけれども、NTTさんがやるという話に関しては、今までも口約束みたいなものが多かったもので、我々はそこで、大丈夫ですというように、十分に安心できないというのが一つあるのと、31条の中で仮にやるとしても、この規定が公正競争条件のいろいろな、例えば、取引条件の公平性の担保みたいなところが、本当に行為みたいなところできちんと読み切れるのかといったところは、まだ総務省さんも含めて議論中で、そこはしっかり担保できるかといったところはキーになると思いますので、そこはしっかり見ていきたいです。

あとは、やはり持株さんです。電気通信事業者さんでないので、そこをどうやって網にかけるのかみたいなところに関しては、まだ解がないというか、単純にこの三十何条でやればいいのかというような話ではないというふうに思っていますので、そこも含めてNTTさんがやるから大丈夫ということではなくて、法定化という意味できっちりやっていただきたいというふうに思っています。

その次の荒牧先生、浅川先生のエビデンスの話に関してはおっしゃるとおりで、我々としても何らか出せるかということを検討したいと思います。一方で、いろいろな事業をやっていく中で、何でこういう状況になったのかとか、あるいは今後こういう状況になったらどういうことが起こるのかということは、ある程度想像の世界も入ってしまうので、因果関係としてこれがあるからこうなったとか、これがあるから我々がここで非常に競争上問題を生じたというようなことを、完璧に理論立てて御説明するのは結構難しいというふうに思っていますので、少しテーマ、具体性のあるものをできるだけ出しつつ、少し定性的なことも含めて御回答できる範囲のものを検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて楽天モバイル様いかがでしょうか。

【楽天モバイル 前田取締役副社長CFO】 ありがとうございます。

宮田先生から御質問いただきました、1つに絞るという話は、我々もこれが大事と考えることを選んで発表しておりますので、1つというのはなかなか難しいのですが、17ページに行ってくださいまして、もしその中で最優先ということであれば、先ほどから申し上げております我々の主眼は、あくまで公正競争上の弊害や電気通信の健全な発達に及ぼす弊害を阻止したいというのが我々の一番強い主張でございます。そのため、このページで書いております、特別な資産を活用し得るNTTデータに関して、特定関係事業者として指定対象とされていないことに関する確認というか、調査・検討というのが一番我々としては重要だと考えております。そのやり方として、19ページに行ってくださいまして、それに関しては、先ほどのポイントを確認するためにも、やはりやり方として定期的なモニタリングということを強く要望させていただきたいと考えております。

また先ほどの17ページに戻っていただきまして、荒牧先生からの御指摘に我々からも少しコメントさせていただくと、我々の中で、今回主張させていただいたポイントは、あくまでソリューションというよりは、電気通信サービスの公正な競争を維持することが重要なポイントだと考えておりますので、そういうことを主眼に置いた議論を今後させていただけるとありがたいなというふうに考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

おおむね委員の御指摘に対して御回答いただいた形になっているかと思います。

追加で林委員から御指摘あるということですので、お願いします。

【林委員】 2巡目で恐縮です。

感想です。KDDIさんの資料には明確に書かれていたと思うのですがけれども、先ほどの質疑応答をお聞きして、やっぱり事業者さんの懸念の中心というものが、競争事業者さんが法人ユーザーに提供している回線というものが、NTTグループの総合的事業能力、あるいはデータのシステムサプライヤーとしての力、これを梃子にして東西やドコモの回線に乗り換えられてしまうのではないかとというのが今回の懸念の最たるものだとしますと、本来はNTTデータを起点とした市場支配力のレバレッジの問題として、

一般独禁法の規制に落ちてくる話で、そうだとすれば、一般独禁法の適用に任せればよいではないかという話になりそうなのです。しかし、恐らく本日の事業者さんの御趣旨は、それではなかなか規制の機動性も実効性もないだろう。そこである意味、緊急避難的な措置として、東西あるいはドコモを起点とした特定関係事業者制度を整備して、ファイアウォール規制をかけて、禁止行為規制も活用して、情報流出の未然防止措置をNTTデータにも適用すべきだということかと思いました。

問題は、そういった、ある意味緊急避難的措置というものが正当化されるのかどうかということだと思いますので、そこはかなりエフェクトベースの分析が必要になってくると思いますので、そのためのファクトファイndingと、ある意味、セオリーオブハームといいますか、その分析を事務局のほうでも整理をしていただきつつ、この委員会ですべきこと、あるいはできること、できないことというものを整理していく必要があるのではないかというふうに、ほかの委員の先生方もおっしゃったことですので、思いましたので、引き続き議論していく必要性を感じたところです。

以上です。

【大橋主査】 御指摘ありがとうございます。

続いて、矢入委員をお願いします。

【矢入委員】 上智大学の矢入です。

今の林先生のお話とも少し近い話になりますが、今日御登壇くださったKDDI様、ソフトバンク様、楽天様も高いクラウド技術をお持ちの業者さんだと思われまますけれども、今回、競争相手であるNTTが、パブリッククラウドのすごく大きな事業者であるNTTデータを完全子会社化されたということがすごくインパクトがあったというのが、この話の中心になっていると思います。これまで総務省様のほうで、クラウド事業者さんは、一部のサービスの性質が電気通信役務である場合において、電気通信事業法を適用されてきたということがありまして、今回はその隙間を通じての、恐らく完全子会社化だったりとか、それを規制する法律がないということだと思っております。もしもクラウド事業者も含めて、今後、電気通信事業法でいろいろ監視をされた、されるということについて、クラウド事業をお持ちのKDDIさんもソフトバンク様、楽天様もどのようにお考えかというのを、もしもお時間があつたらお話をお聞かせいただけるとありがたいです。よろしくをお願いします。

【大橋主査】 ほかに委員の方、御意見あれば、今のうちにいただければと思いますけれ

ども。ございませんか。

それでは、今、矢入委員から御質問もございましたので、事業者様のほうから順繰りにお願いしてもよろしいでしょうか。

まず、KDDI様からお願いします。

【KDDI 岸田執行役員常務】 矢入先生、御質問ありがとうございます。まず、クラウド事業者という言葉の意味が、多分、もう少し広い意味でおっしゃっているのかと思います。いわゆるサーバーにデータを預けるクラウドだけではなくて、ITソリューションを含めて全般という意味ということだと捉えさせていただければ、我々のプレゼン資料でNTTデータさんの順位を示したページがあったと思うのですが、ここを見ていただくと、我々の地位というのはこの順位に出てこないところでございまして、NTTデータさんが断トツであるというところがありますので、そういう意味で今回非常に、また、このITソリューション、クラウドということも含めてですけども、これが通信の隣接市場にあって、非常に影響力が大きいというところで懸念を示させていただいた。なので、今回手当てをお願いしたという次第でございます。

なので、ここで規制を広げていただくというか、本来データに規制をかけていただくのがいいと思うのですけれども、そこが難しいのであれば、先ほど林先生にまとめていただいたような形で、緊急避難措置をとるというふうに考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 続きまして、ソフトバンクさんはいかがでしょう。

【ソフトバンク 松井執行役員渉外本部本部長】 ソフトバンクです。ありがとうございます。今のKDDI様のコメントにも関連するのですけれども、市場画定をどうしていくかという問題とも密接に絡みますので、ITソリューションみたいな幅広い形でやるのか、それとも、先ほどおっしゃられたクラウドみたいなところとか、例えばデータセンターとか、そうやってソリューションごとに細かく分類してやるのか。当然、隣接市場とかを見ていくということはどっちみち必要だと思いますけれども、それによっても変わるというふうに思っています。

クラウドを何らか見ていくことに関しては、我々はポジティブで、そこをきちんと見ていくということに関してはやっていくというか、実現性も含めて検討していくというのは非常に有益というふうに思っています。

他方で、今実際クラウドに関しては、AWSとか、外資が非常に強いところもありま

すので、そこも含めて、国内事業者と海外市場、海外事業者というビッグプレーヤーみたいなところもどうやって扱っていくか、ここも市場画定みたいな話にも関連するのかもしれないけれども、そこも併せて整理しないと、今どうすべきかといったところを、私のほうもきちんとした、こういうようなやり方があり得るといふ御提案ができませんので、本日のコメントも踏まえて検討といふか、議論を深められればなといふふうに思っております。ありがとうございます。

【大橋主査】 続きます、楽天モバイル様、いかがでしょうか。

【楽天モバイル 前田取締役副社長CFO】 御質問ありがとうございます。楽天モバイルの8ページの図を見ていただければと思うのですが、NTTが非常にプラットフォームとしていろいろな強い競争力をお持ちということは我々も理解しております、我々、本日の資料を通じて繰り返し申し上げたことというのは、公正な競争を確保していただきたいということでございます。我々からすると、その絵でいいますと、ドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさん、我々があくまで公正な競争の下でいろいろな事業をするならいいのですけれども、やっぱりバンドルを明示的、あるいは暗に目的とするような、そちらに誘導するような仕組みによって不公平な競争をされることはよくないのではないかということが我々の主張ですので、そういうところを引き続き監視する仕組みをつくっていただきたいというのが我々からの主張でございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

本日、一通り、委員の方々から御意見等いただいたところでございまして、本日、ヒアリング含めて、改めて議論を深めていければと思いますが、事務局からもし何かコメント等あれば、いただけますでしょうか。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局、事業政策課の小杉でございます。

中尾先生、浅川先生から、各社の主張を事務局としても整理してほしいという御指摘がございましたので、こちらについては、本日の議論も踏まえて整理していきたいと考えております。

また、高口先生から、規制の対象にNTTを指定することについて、NTTの考えを把握する機会があればということでしたので、こちらを進め方、事務局で考えていきたいと思いますが、恐らくNTTとしても、現行の規制を前提とした規制対象なのか、また、法改正をしていますので、法改正を踏まえた上乗せ規制、これについて指定対象に

なることなのか、それによってNTTの意見も変わると思います。

その点については、林先生、佐藤先生、荒牧先生から、新しい上乗せ規制というか、規制を強化すべき、その競争事業者の懸念をより具体化してほしいというような御指摘があったと思いますが、そういった懸念が具体化されたかどうかによっても、NTTの判断も変わってくると思いますので、その点も整理した上で、タイミングを見てNTTの考えを事務局としても把握していきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

御意見のほうはまだ尽きないところもあると思いますが、本日、各事業者様から御説明いただいた内容について、追加で御質問等あれば、ぜひ今週の金曜日、8月8日までに事務局のほうへ御提出いただければと思います。事業者様には大変お手数ですけれども、御回答等お願いできればというふうに考えております。

また、前回の会合でNTT様に御発表いただいておりますけれども、それに対する再質問についても、併せて、もしおありであるようであれば、そのときまでにいただければ、事務局のほうで対応させていただくということでございます。

本日は3社の事業者の方におかれては、大変お忙しいところ、質疑応答も含めて丁寧に御対応いただきましたことを感謝申し上げます。本日はありがとうございました。

【大橋主査】 それでは、最後に、今後のスケジュールについて、事務局から御説明いただければと思います。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回の検証委員会の日程につきましては、別途事務局より御連絡を差し上げます。以上でございます。

【大橋主査】 それでは、本日の検証委員会のほう、以上とさせていただきます。本日も大変お忙しいところ、活発な意見交換をさせていただきまして、ありがとうございました。